

令和4年度第4回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和5年3月23日（木）午前11時10分～正午
- 2 場 所 埼玉教育会館 201、202号室
- 3 出席者 60市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

（1）ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 3月に6回目の会議を開催し、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について協議した。

② 事務処理標準化ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-2に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 2月に4回目の会議を開催し、グループ別検討の進捗状況、事務処理マニュアルの更新、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について協議した。

③ 保健事業ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-3に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 1月に3回目の会議を開催し、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について協議した。

（2）第3期国民健康保険運営方針（原案）について

<埼玉県>

- ・ 資料2に基づき、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の原案（初版）について説明。
- ・ 「2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し」の「（2）医療費の動向と将来の見通し」について、「国から通知・ガイドラインが示された後に更新予定」としている。
- ・ 現段階の国の方針では、「国保運営方針の財政見通しについて、都道府県医療費適正化計画の国保の医療費見込みを用いることが望ましいこととする」とされているが、本県における現行の医療費適正化計画では、被用者保険も含めた全体の医療費の見通しのみ記載している。今後、国から国保運営方針策定要領が示された後に更新する予定である。
- ・ 納付金の将来推計についても、国から国保運営方針策定要領が示されてから作成する。
- ・ 「（4）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次」については、解消に向けて取り組んでいる市町村や法定外繰入れを行っていない市町村もあることから、被保険者の受益と負担の公平性の観点からも、国保事業の財源に法定外繰入金を活用しないことを前提に保険税水準を統一することとしている。

- ・ 「② 法定外一般会計繰入金等の分類」については、国の分類に合わせた記載とした。
- ・ 「3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法」の「(2) 保険税水準の統一」の「③ 統一の進め方」について、「イ 準統一」に係る説明に注釈を加えた。
- ・ 「ウ 完全統一」に係る説明の注釈で完全統一の例外について記載しているが、保険税で賄う場合の補足として、括弧書きで「保険税以外の財源が確保できない場合」を付け加えた。
- ・ 「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」の「(2) 準統一」の「② 保険税の賦課に係る項目の取扱い」の応能応益割合については、令和9年度以降、県全体の割合は国のガイドラインに基づき $\beta : 1$ となり、市町村ごとの割合は市町村の所得水準によって異なる値となる旨を記載した。
- ・ 「③ 市町村が実施する事業に係る項目の取扱い」の「特定健康診査を始めとする保健事業に要する費用」について、骨子の記載に合わせた記載としている。
- ・ 「5 市町村における保険税の徴収の適正な実施」の「③ 目標」の口座振替の原則化については、既に原則化を行っている市町村の運用状況等を踏まえて、今後、規則等への規定方法などを検討していく。地方税統一QRコードなど自主納付の方法が拡充されているが、収納率が高く、被保険者にとって納め忘れがないという利点のある口座振替を進めていく。
- ・ 規模別収納率目標について、新型コロナウイルス感染症に係る減免等の終了や被保険者の後期高齢者医療制度への移行、被用者保険の適用拡大等を考慮すると、これまでと同様の伸び率で収納率が増加するとは考えにくいことから、平成30年度から令和3年度までの平均伸び率を採用しつつ、令和元年度以降、伸び率を毎年度均等に逡減し、令和9年度で伸び率がゼロになるように設定し算出した。
- ・ 「6 市町村における保険給付の適正な実施」について、冒頭に保険給付の適正な実施を進める必要性の趣旨を記載した。
- ・ 「(3) 海外療養費の支給」について、コロナの収束に伴い、海外との往来が再開することで再び海外療養費が増加すると見込まれることから追加した。「収束」という表現についてはコロナの感染状況を踏まえて今後検討する。
- ・ 「(4) 第三者行為求償等の取組」については、国も重要視している項目であり、目標達成に向けた取組について、県と国保連合会の取組を分けて記載し、広域的な対応が必要な事案や専門性の高い事案などについて、求償事務の効果的な取組について検討していく内容を追加した。
- ・ 「7 医療費の適正化の取組」について、冒頭に医療費適正化の取組を進める必要性の趣旨を記載した。
- ・ 「(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上」について、県の運営方針としては、国が定めた目標に従って、現時点で定める県全体での目標を記載する意味で60%とした。
- ・ 「④ 目標達成に向けた取組」の「受診環境の整備」の特定保健指導に関する取組として、新たにオンラインによる保健指導の実施を追加した。
- ・ 「関係機関等との連携」について、「町内会や関係団体（自治会・消防団・農協・商工会・社会福祉協議会等）への受診の協力依頼」との記載とした。

- ・ 「その他」の関係団体からの情報提供も含めてみなし健診を推進していくことについて、「診療情報提供事業などのみなし健診の推進」との記載とし、みなし健診の用語の説明を加えた。
- ・ 「(3) ジェネリック医薬品の使用促進」の「① 現状」について、医科と調剤で数量シェアを分けて括弧書きした。また、子供世代では数量シェアが低いことが確認されているため、その旨も記載した。県全体の世代別の数量シェアについては、今後算出方法を検討する。
- ・ 「② 課題」について、「県の国保平均では80%を超えているものの、80%に至っていない市町村もある。」との記載とした。
- ・ 「(4) 生活習慣病の重症化予防の推進」について、現行方針では「糖尿病の重症化予防の推進」としていたが、第3期方針では、イの項目に「その他生活習慣病重症化予防の推進」を加え、内容は主に循環器病対策に係るものとした。
- ・ 現行方針では「(7) その他の医療費適正化の取組」としていた適正受診・適正服薬を促す取組のうち医療費通知については、既に全市町村において安定的に実施されているため、適正受診・適正服薬のみ、「(6) 適正受診・適正服薬を促す取組」として独立させた。
- ・ 現行方針の(8)に「医療費適正化計画との関係」を記載していたが、第3期方針では、「7 医療費の適正化の取組」の冒頭に記載した。
- ・ 現行方針の(9)に「保健事業の統一に向けた検討」について記載していたが、第3期方針では、「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」において、「③ 市町村が実施する事業に係る項目の取扱い」として記載した。
- ・ 「9 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携」については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、取組例に、健康不明者に対する適切な受診支援の旨を記載した。

(3) 今後のスケジュールについて

<埼玉県>

- ・ 資料3-1、3-2、3-3に基づき説明。
- ・ 普通交付金の過年度分の実績再確定に伴う返還金について、支払期限が4月14日となっている。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 普通交付金の過年度返還金について、精算額事前調書を7月に提出しているが、支払いがこのタイミングなのはなぜか。

<埼玉県>

- ・ 県において内容を精査の上、返還額を内示している。内示に基づき各市町村において予算措置などを行っていただき、年度末に実績の再確定を行うため、このようなスケジュールとなっている。

(4) その他（財政安定化基金の取崩額について）

<埼玉県>

- ・ 普通交付金の予算額に不足が見込まれたことから、財政安定化基金からの取崩し等を財源とした増額補正を行った。
- ・ 令和4年度の国保特会全体の形式収支については、現時点で普通交付金の3月現金分の金額が確定していないが、仮に過去最高額と同額であったとしても、黒字となる見込みである。
- ・ 実質的な収支については、令和5年度に国へ返還する予定の療養給付費等負担金の返還の支出を考慮しても、基金の財政調整事業分に決算剰余金約26億円を今年度末に積み立てることとしたため、黒字となる見込みである。
- ・ 形式的な収支と実質的な収支ともに黒字となる見込みであることから、今年度は本体基金の取崩しを行わないこととした。